

報道関係者 各位

令和元年9月26日
政策統括官(総合政策担当)付
政策統括室
(担当・内線)
室長補佐 鈴木(7725)
政策第一班長 宗得(7691)
(代表電話) 03(5253)1111
(直通電話) 03(3595)2159

令和元年10月に行われる厚生労働省関係の主な制度変更について

令和元年10月に実施される厚生労働省関係の主な制度変更のうち、特に国民生活に影響を与える事項について、別紙のとおりお知らせ致します。

《年金関係》

項目名	内容	実施時期	主な対象者	担当部局 (問い合わせ先)
年金生活者支援給付金	○ 年金を含めても所得が低い者(前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など)の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するもの ※社会保障・税一体改革関係施策	令和元年10月1日	低年金・低所得の年金受給者	年金局 年金課 (直通) 03-3595-2864 事業管理課 (直通) 03-3595-2811

《医療関係》

診療報酬改定	○ 令和元年度診療報酬改定は、消費税率引上げへの対応として、診療報酬本体0.41%のプラス改定とした。	令和元年10月1日	保険医療機関、保険薬局、公的医療保険の被保険者	保険局 医療課 (直通) 03-3595-2577
柔道整復療養費、あん摩マッサージ指圧及びはり・きゅう療養費改定	○ 令和元年度柔道整復療養費、あん摩マッサージ指圧及びはり・きゅう療養費改定は、消費税率引上げへの対応として、0.44%のプラス改定とした。	令和元年10月1日	柔道整復施術所、あん摩マッサージ指圧施術所、はり・きゅう施術所及び公的医療保険の被保険者	保険局 医療課 (直通) 03-3595-2577

《介護関係》

第1号被保険者(65歳以上)の保険料	○ 市町村民税非課税世帯の者について、公費を投入して保険料の軽減強化を行う。(一部、特に所得の低い者について平成27年4月から実施済み) ○ 具体的な軽減幅は各保険者が条例によって規定。 ※社会保障・税一体改革関係施策	令和元年4月1日以降、10月1日までに各保険者で順次実施。	介護保険の第1号被保険者	老健局 介護保険計画課 (直通) 03-3595-2890
--------------------	---	-------------------------------	--------------	--

令和元年度介護報酬改定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 満年度で公費1000億円を投じ、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行う。 ※新しい経済政策パッケージ関係施策 ○ 消費税率の引上げに伴い、介護報酬への上乗せ等を行う。 	令和元年10月1日	介護サービス事業者等 介護保険の被保険者	老健局 老人保健課 (直通)03-3595-2490
-------------	--	-----------	-------------------------	----------------------------------

《福祉関係》

生活保護基準の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年10月から段階的に施行している生活保護基準の見直し(※)の2段階目を実施するとともに、消費税率の引上げに対応した改定を行う。 ※年齢・世帯人員・居住地域(級地)別にみた生活扶助基準と消費実態との乖離(ゆがみ)の是正や、母子加算、児童養育加算等の有子世帯における扶助・加算の見直し 	令和元年10月1日	生活保護受給者	社会・援護局 保護課 (直通) 03-3595-2613
2019年度障害福祉サービス等報酬改定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経験・技能のある障害福祉人材に重点化を図りながら、福祉・介護職員の更なる処遇改善を行う。 ※新しい経済政策パッケージ関係施策 ○ 消費税率引上げに伴い、基本報酬単位数への上乗せを行う。 	令和元年10月1日	障害福祉サービス事業者等 障害者等	社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 (直通) 03-3595-2528

《雇用・労働関係》

最低賃金額の改定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県ごとに定められている地域別最低賃金が改定される。 ○ すべての都道府県で、時間額26円から29円の引上げとなる(全国加重平均901円)。 	令和元年10月1日以降、各都道府県で順次発効	すべての労働者とその使用者	労働基準局 賃金課 (直通) 03-3502-6757
----------	---	------------------------	---------------	--------------------------------------

《各種手当・手数料関係》

<p>消費税増税に伴う葬祭料の額改定</p>	<p>○ 令和元年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、次に掲げる者に支給する葬祭料の額を改定するもの。 (1) 定期の予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者 (2) 新型インフルの予防接種により死亡した者の葬祭を行う者 (3) 被爆者が死亡したときに当該被爆者の葬祭を行う者 (4) 医薬品(業許可を受けて製造販売されたもの)等の副作用等により死亡した者の葬祭を行う者</p>	<p>令和元年10月1日</p>	<p>左記(1)～(4)に該当する者</p>	<p>【(1)(2)の担当】 健康局 健康課 (直通) 03-3595-2245</p> <p>【(3)の担当】 健康局 総務課 (直通) 03-3595-2207</p> <p>【(4)の担当】 医薬・生活衛生局 医薬品副作用被害対策室 (直通) 03-3595-2400</p>
------------------------	---	------------------	------------------------	---

※社会保障・税一体改革関係施策と新しい経済政策パッケージ関係施策は消費税率8%から10%の引き上げに伴い実施するもの。